

交通規制に関する上申要領について（例規）

制定 令和 8. 3. 12 例規規制第 9 号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

道路交通法（昭和35年法律第 105号）第 4 条第 1 項の規定により京都府公安委員会が行う通行の禁止、制限又は指定等（以下「交通規制」という。）について、当該交通規制の場所を管轄する警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）が道路又は交通事情の変化により、新たに交通規制を実施し、又は変更し、若しくは解除する必要があると認めた際に行う上申要領については、下記のように定め、令和 8 年 3 月 12 日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

第 1 趣旨

この要領は、交通規制に関する上申の取扱いを適正に行うため必要な事項を定めるものとする。

第 2 上申要領

1 システムによる上申

警察署長等は、管轄区域内において新たな交通規制を実施し、又は変更し、若しくは解除する必要があると認めたときは、交通規制の種別ごとに交通規制上申書（別記様式第 1 号）を作成し、交通規制情報管理システム（以下「システム」という。）で交通規制課長を経由して上申するものとする。

2 複数所属の区域にまたがる場合

交通規制の対象道路が 2 所属以上の区域にまたがる場合は、関係する警察署長等がそれぞれ管轄する道路の区域又は区間における交通規制の内容をシステムで上申するものとする。

3 作成書類及び規制解除時の留意事項

交通規制の実施又は変更により、道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）を整備するときは、視認性及び識別性並びに当該交通規制の内容との適合性を踏まえ、適切な場所を選定し、道路標識の場合には道路標識建替（補設）上申書（別記様式第 2 号）、道路標識設計書（別記様式第 3 号）及び写真帳（別記様式第 4 号）を、道路標示の場合には道路標示新設・塗替・移設・消除上申書（別記様式第 5 号）、道路標示設計書（別記様式第 6 号）及び写真帳をシステムで作成し、交通規制課長を経由して上申するものとする。

また、交通規制の解除により、道路標識を撤去し、又は道路標示を消除するときは、既に設置されている道路標識等の場所を把握し、道路標識の場合には道路標識建替（補設）上申書、道路標識設計書及び写真帳を、道路標示の場合には道路標示新設・塗替・移設・消除上申書、道路標示設計書及び写真帳をシステムで作成し、交通規制課長を経由して上申するものとする。

第 3 関係例規通達の改廃

1 例規通達の廃止

交通規制に関する上申要領について（昭和36. 11. 7 : 6京交一第1521号）の例規通達は、廃止する。

2 自動車騒音に係る交通規制の実施要領について（昭和51. 11. 10 : 1京規制第 474号）の例規通達の一部改正

自動車騒音に係る交通規制の実施要領についての例規通達の一部を次のように改正する。

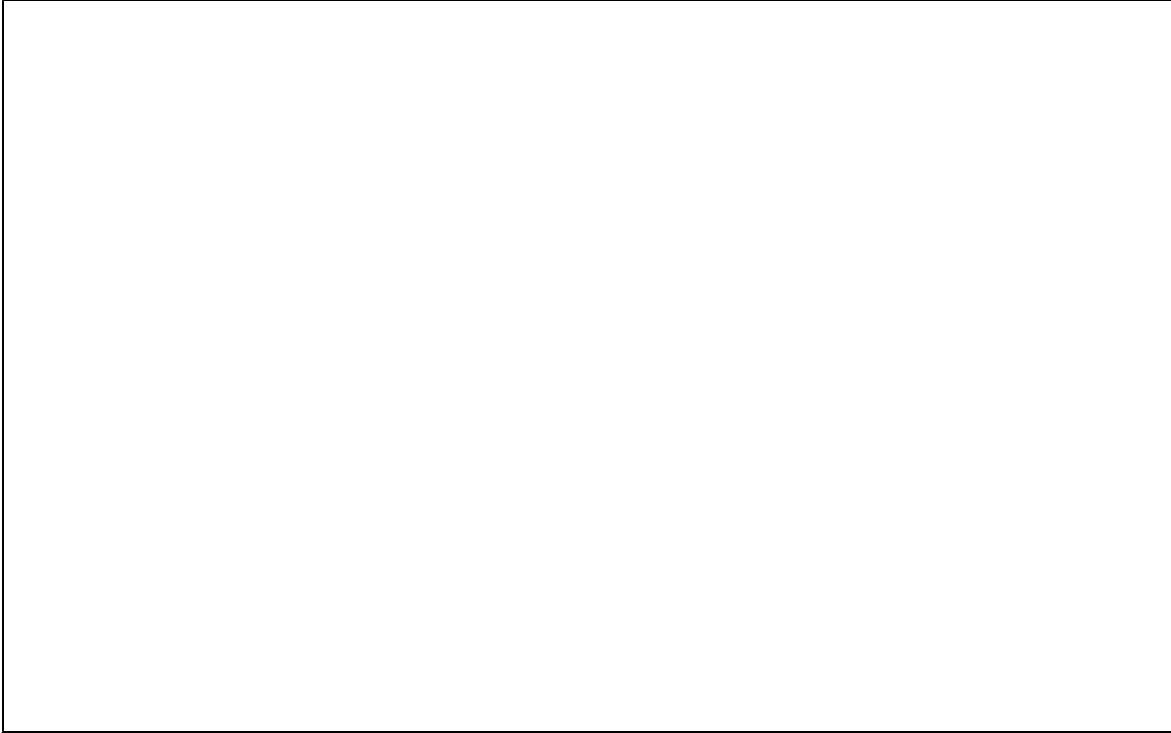
5の(1)中「交通規制に関する上申要領について（昭和36. 11. 7 : 6京交一第1521号）」を「交通規制に関する上申要領について（令和8. 3. 12 : 例規規制第9号）」に改める。

交通規制上申書 (1/2)

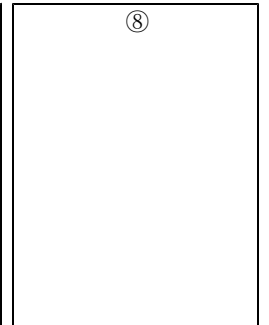
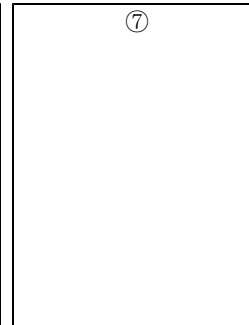
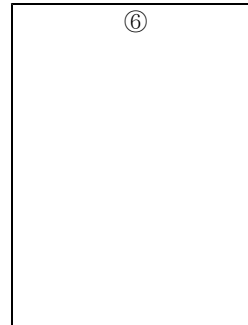
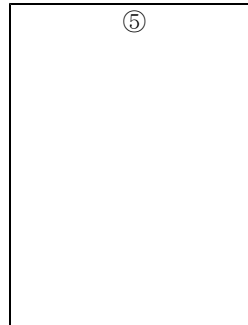
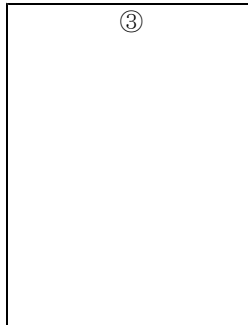
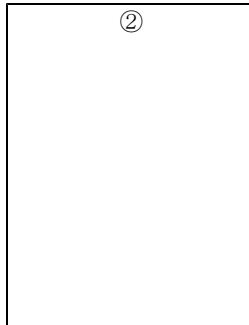
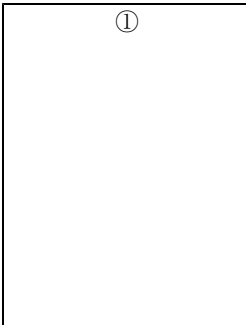
				新規	上申年月日		
規制の種類				市町村			
道路名				所轄署			
場所又は区間				意思決定日		実施年月日	
延長距離				通行の禁止又は制限をする場合の迂回路			
期間・時間・対象				既設の交通規制がある場合はその内容			
道路の状況	幅員 (主道路) (従道路1) (従道路2)			上申理由、住民の意向			
	歩車道の区別の有無						
交通量	最繁時の1時間の交通量 (対象別)	大型	台	自転車	台		
		普通	台	歩行者	名		
	路線バス (事業者別1日の運行回数)	二輪	台 (うち原付	台)			
				地元の合意形成			
交通事故の発生状況 [最近6箇月間]	発生件数	件 (①		
	死者数	名 (②		
	負傷者数	名 (道路管理者の対策		
	物損事故	件 (①		
	原因の傾向			②			

交通規制上申書 (2/2)

(現場見取図)



(現場広域図)



様式第 2 号

年 月 末日 廃棄

京都府警察本部長 殿
(交通規制課長 経由)

第 号
年 月 日
長

道路標識建替 (補設) 上申書
みだしについて、下記のとおり上申します。
記

- 1 道路標識等件数
件
- 2 関係書類及び上申理由

取扱責任者	
-------	--

道路標識設計書

場 所 目 標 物								警察署(隊)		
								施工番号		
路 線 名								DB番号		
								標識柱番号		
規制種別 規制番号								文書番号		
								決裁年月日		
<div style="text-align: center;">N 4 +</div>										
本 板									更新 枚数	
補 助 板	① 段 枚		② 段 枚		③ 段 枚		④ 段 枚		更新 枚数	
	⑤ 段 枚		⑥ 段 枚		⑦ 段 枚		⑧ 段 枚			
	① 文字	⑤			② 文字	⑥			③ 文字	⑦
	④			⑥ 文字	⑧			④ 文字	⑧	
そ の 他 部 材										
手 数 料 等										
備考										

写真帳

上申番号

警察署	DB番号:		ページ数:
場 所: 路線名: 目標物:			
1	()	2	()
3	()	4	()

様式第 5 号

年 月 末日 廃棄

京都府警察本部長 殿
(交通規制課長 経由)

第 号
年 月 日
長

道路標示新設・塗替・移設・消除上申書
みだしについて、下記のとおり上申します。

記

- 1 道路標示等件数
件
- 2 関係書類及び上申理由

取扱責任者	
-------	--

道路標示設計書

場 所 目 標 物				警察署(隊)	
				施工番号	
				DB番号	
路 線 名				文書番号	
規制種別				決裁年月日	
規制番号				摩耗度	
標示種別	横断歩道	止まれ	信号機	塗装区分	
No.	横断歩道ゼブラ			横断停止線	自転車横断帯
1	×	本+	=	m	m
2	×	本+	=	m	m
3	×	本+	=	m	m
4	×	本+	=	m	m
5	×	本+	=	m	m
6	×	本+	=	m	m
7	×	本+	=	m	m
8	×	本+	=	m	m
計				m	m
予告ダイヤモンド				止 ま れ	
自転車マーク				一時停止線	
図 示				消 除	
各線類				そ の 他	
備 考				通学路	学 区